

◇当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

■調剤基本料

処方箋受付1枚につき調剤基本料2（29点）を算定しています。

■医療情報取得加算

調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤を行った場合は、医療情報取得加算1として、6月に1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により患者に係る薬剤情報を取得等した場合には、医療情報取得加算2として、6月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

当薬局ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。

■医療DX推進体制整備加算

医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤を行った場合は、医療DX推進整備体制加算として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。

当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて皆様のお薬の情報や特定検診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進したり、電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスを活用するなど医療DXに係る取り組みを実施しております。

■服薬管理指導料

- 1 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合（45点）
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合（59点）
- 3 介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問して行った場合（45点）

4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合

- イ 原則3月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合（45点）
- ロ イの患者以外に対して行った場合（59点）

当薬局は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものを含め、患者ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取り扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。

■特定薬剤管理指導加算2

当薬局において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の副作用の発現状況、治療計画等を文書により確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った上で、当該患者の同意を得て、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の投薬また注射に関し、電話等により、その服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、特定薬剤管理指導加算2として、月1回に限り100点を所定点数に加算する。

■かかりつけ薬剤師指導料及び包括管理料

患者様の同意を得て、かかりつけ薬剤師が保険医と連携し服薬状況を一元的・継続的に把握したうえで服薬指導を行った場合に、かかりつけ薬剤師指導料（76点）を算定しています。

地域包括診療加算若しくは認知症地域包括診療加算、地域包括診療料又は認知症地域包括診療料を算定している患者様の同意を得て、必要な指導等を行った場合にかかりつけ薬剤師包括管理料（291点）を算定しています。

■服薬管理指導料の特例

かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定した患者様に対してやむを得ない事情により当該患者の同意を得て当該指導料又は管理料の算定に係わる保険薬剤師と、当該保険薬剤師の所属する保険薬局のほかの保険薬剤師（別に厚生省が定める保険薬剤師）が

連携して指導等を行った場合に処方せん受付1回につき59点を算定する。

■無菌製剤処理加算

1日につき

中心静脈栄養法用輸液：2以上の注射薬を混合 69点（6歳未満137点）

抗癌剤：2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 79点（6歳未満147点）

麻薬：麻薬を含む2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）または原液を無菌的に充填 69点（6歳未満137点）

当薬局は、無菌室の共同利用により注射等の無菌的な製剤を行います。